

## 建築確認事前調査表（宇城市）について

建築確認申請を要する建築については、建築確認申請を提出される前に基礎的事項を関係各所と協議していただいています。お手数ですが関係各所と協議のうえ、確認印を受けた上で当課にお持ちください。

### ①「地目の確認」

敷地すべての地目が確認できるもの（登記事項要約書等）を添付してください。

※農地の場合は農転許可証（または受理証）の写しを添付、または農業委員会で転用手続き等の確認を受けて下さい。

### ②「文化財関係」

敷地が文化財の調査地域にかかっていないか、教育委員会で確認を受けて下さい。

### ③「接道に関する事項」

接道が宇城市道、里道の場合、土木部土木課管理係（敷地が松橋町・不知火町の場合）又は各支所建設課（敷地が松橋町・不知火町以外の場合）で道路幅員、官民境界確定、道路整備計画等に関して確認を受けて下さい。

### ④「下水道区域の確認」

下水道区域について上下水道局上下水道課で確認し接続等に関する協議を行って下さい。

### ⑤「上水道区域の確認」

上水道区域について上下水道局上下水道課で確認し接続等に関する協議を行って下さい。  
中央簡易水道の場合は、中央簡易水道組合にて接続等に関する協議を行って下さい。

### ⑥その他

建築地・用途・規模により景観条例に基づく届出が必要な場合があります。届出対象となるかを確認し、土木部都市整備課と協議を行って下さい。

不知火町松合の一部の地域に、街なみ環境整備促進区域の指定があり住民協定が結ばれていますので、土木部都市整備課で協議を行って下さい。

※ 以下を宇城市提出用に一部ご用意下さい。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| ・ 建築確認申請書（1面～6面） | ・ 地目の確認できる書類（登記事項要約書等） |
| ・ 法14条地図（字図・地籍図） | ・ 中心後退がある場合は、中心後退誓約書   |
| ・ 案内図            | ・ 配置図                  |
| ・ 平面図            | ・ 立面図                  |
| ・ 排水計画図          |                        |

※ 上記の書類に加え各確認申請検査機関の事前調査報告書をご持参ください。内容に不備が無ければ即日受付・返却します。

宇城市土木部都市整備課

所在地 : 〒869-0592  
宇城市松橋町大野 85 番地  
宇城市役所 2 階（16 番窓口）  
TEL : 0964-32-1111（代表） 0964-32-1694（直通）  
FAX : 0964-32-0110

